

第2回情報公開委員会検討部会議事概要

平成18年6月30日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成18年6月14日(水) 15:30~17:50
2. 場 所 日本原子力研究開発機構 東京事務所 12階 第1会議室
(東京都千代田区内幸町2丁目1番8号 新生銀行本店ビル)
3. 出席者 部会長 棟居 快行 北海道大学大学院法学研究科 教授
委員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員 浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授
委員 市村 元 テレビュー福島 常務取締役
委員 高後 元彦 弁護士
4. 議 題
 - (1) 平成17年度下期の情報公開法施行状況について
 - (2) 「海外製錬に係る報告書等の文書について」に関する検討部会の意見と機構の検討結果
 - (3) 情報公開・個人情報保護審査会の答申対応について
 - (4) 機構職員の自署の氏名、印影の取扱いについて
 - (5) 開示請求書の補正方法の見直しについて
 - (6) 開示実施方法及び開示実施手数料の改正等について
 - (7) その他
5. 議事要旨
 - (1) 平成17年度下期の情報公開法施行状況について
平成17年10月1日から平成18年3月31日までに請求を受領したものについて、受付件数、決定状況及び不開示とした理由を説明した。また、請求件数のカウント方法について説明した。これらに対し、以下の質疑応答があった。
(委員) 核燃料物質の保有量が記載された文書の一部不開示決定において、持ち出しが容易でないという理由で核燃料物質の保有量を開示した事案について、この場合、却って不開示とした核燃料物質は持ち出しが容易であるとの推量が可能となるため、不法移転等を目的とした企てを容易にすることにならないか。また、使用済燃料の中に含まれる核燃料物質について、更に慎重に検討する必要があるのではないか。
(機構) 核燃料物質の保有量は原則として不開示としたが、原子炉や使用済燃料中に含まれるもの等は既に国が公表しており、核燃料物質の保有量を一律に不開示とするのではなく、保管形態なども勘案して、不開示とする範囲を決定した。透明性の確保と核物質防護上の機微情報をどう保護するかについては、引き続き検討していく。
(委員) 開示請求書の受領後に、補正手続きによって特定文書の件数が増

えているが、本来、何を請求文書にするかは、請求受領時に明確にすべきではないか。

(機構) 現状、開示請求書が形式要件を満たしていれば、請求を受領し、受領後に対象文書リストを提示し、請求文書を特定してもらうことがあり、これを補正手続きで行っている。

(2) 「海外製錬に係る報告書等の文書について」に関する検討部会の意見と機構の検討結果について

ウラン残土の米国内輸送で「米国内の輸送ルートを特定できる情報」を不開示とした事案について、「輸送ルート」ではなく、「一時保管場所」を不開示とすることがより適切であったこと、また、一時保管場所を不開示とした決定については、機構が輸送契約会社との契約上の信頼関係を保持する必要があることから不開示としたとの説明があった。

(3) 情報公開・個人情報保護審査会の答申対応について

同審査会の答申を踏まえ、今後「見積金額及び入札金額の総額」は、核物質の売買等の特殊要因のある契約を除いて、原則開示することにしたとの説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。

(委員) 予定価格については、今後の開示に向けた検討の余地はないか。

(機構) 官製談合防止の観点から、予定価格を開示してきた自治体も、開示することにより、その近傍で契約額が落ち着いてしまうという状況もあって、対応を見直しているところもあり、当面、見直し後の姿勢を保ちたいと考えている。

(4) 機構職員の自署の氏名、印影の取扱いについて

従来、氏名が公になっている役職員については、氏名、当人の自署及び印影も開示してきたが、審査会答申で、自署及び印影については、個人識別情報として、慎重に検討すべき旨の考え方が示されていることから、以下のような対応を図ることにしたとの説明があった。

①機構内の決裁手続きに押印された印影については、慣行として公にするものとして開示する。

②自署については、開示した場合の支障の有無を本人に確認の上、開示する。

これらに対し、以下のような質疑応答があった。

(委員) 印影を慣行として公にすることに際して、機構から、業務で使用する印章を各職員に配布するなどの対応を検討してはどうか。

(機構) 印章の配布は考えていないが、決裁手続文書の印影は開示する旨、各職員に周知したい。

(5) 開示請求書の補正方法の見直しについて

従来、補正手続きは、開示請求者自身に開示請求書(原紙)を修正してもらっていたが、開示請求者の利便性向上の観点から、ファックスで補正内容を確認し、その内容に基づき、機構側で原紙を修正する方法を採用したいとの説明があった。これに対して、以下の質疑応答があった。

(委員) 何を請求するかは、請求者が判断し、実施機関に提示すべきものである。この考え方に従えば、機構側で原紙を修正することに問題はないか。

(機構) 機構側で原紙を修正するに際しては、修正内容と請求者の意図に齟齬がないよう、まずファックスで請求者の意思を伝えてもらうとともに、修正した原紙の写しをファックスで請求者に送付することとする。

(6) 開示実施方法及び開示実施手数料の改正等について

平成18年4月1日より、開示の実施方法として、カラーによる複写、A3サイズ以下の文書・図画を電磁的記録として交付する方法を追加するなどの見直しを行うとともに、開示実施手数料の見直しを行ったとの報告があった。また、開示請求者の便宜を図ることを目的として、従来納付方法に加え、郵便振替による納付を開始したとの報告があった。

(7) その他

人形峠ウラン残土の措置に係る今後の計画、及びR I・研究所等廃棄物の処分事業について説明があった。

以上